

平成 23 年 10 月 11 日

文化庁長官官房著作権課  
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法に関連する規制への意見

氏名 社団法人音楽電子事業協会 会長 岡部 比呂男  
住所 東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F  
電話番号 03-5226-8550  
該当項目 登録事項の変更の請求（第 7 条第 1 項）  
意見

1. 意見要旨

著作権等管理事業者は、著作権等管理事業者登録簿の登録内容に変更があった場合には、その旨を文化庁長官に届け出るべきとされている。しかし、貴庁のホームページ上で公開されている著作権等管理事業者の登録内容は、必ずしも著作権等管理事業者の現状を反映していない。この点について、登録内容の正確性を担保するとともに、変更届を怠った場合若しくは内容に齟齬があった場合の罰則を設ける等の規制を設けるべきである。

2. 詳論

著作権等管理事業法第 7 条第 1 項は、著作権等管理事業者に、第 4 条第 1 項規定の名称・役員氏名・事業所の名称および所在地に変更があった場合、その変更から 2 週間以内に文化庁長官に届け出をすることを義務づけている。また、同条第 2 項は、第 1 項の変更届出があったときには、その届出事項を著作権等管理事業者登録簿に登録しなければならないことを規定している。

現在、貴庁のホームページ上では著作権等管理事業者として 36 事業者が登録されており、第 7 条第 1 項および第 2 項の規定に沿えば、この登録内容はすべて正確なものか、変更があつて 2 週間以内の変更届出を待っている状態が表示されていると思われる。

たとえば、ダイキサウンド株式会社（登録番号第 02002 号）は、平成 23 年 10 月 3 日現在の登録簿によれば名称は「ダイキサウンド株式会社」、役員の氏名は「清川達也」、主たる事業所の所在地は「東京都品川区東五反田 1 丁目 14 番 10 号 三井住友銀行五反田ビル 6F」となっている。しかし、ダイキサウンド株式会社のホームページを見ると、これらの項目については変更されている。すなわち、「ダイキサウンド株式会社」は、平成 23 年度 3 月 1 日より商号を「株式会社フォンツ・ホール

ディングス」に変更（平成 22 年 11 月 1 日付け同社プレスリリースにより変更を発表）しており、現在の役員の氏名は「磯貝 真輝」であり（平成 23 年 5 月 31 日付け株式会社フォンツ・ホールディングスプレスリリースにより代表者異動を発表）し、主たる事業所の所在地は「東京都港区南青山 3 丁目 1 番地 31 号」（平成 22 年 11 月 29 日プレスリリースにより、東京都千代田区麹町四丁目 1 番 5 号からの本店移転を発表）となっている。

上記登録は、最も新しい変更である役員氏名についてのみを見ても、第 7 条第 1 項所定の 2 週間を大幅に超過し、変更事由の発生から 4 ヶ月余を経過してもなお、登録簿に変更が登録されていないことを示している。

著作権等管理事業者の登録簿は、利用者が新規に著作物利用を開始しようとする際に、許諾手続きを行う端緒となるべきものであり、その正確性が担保されないと著作物の利用が不可能となる虞がある。利用者が、著作物の利用を利用しようとする時に、速やかに許諾手続きが行えないことは事業における機会損失につながり、ひいては権利者の権利行使機会を失わしめることにもつながることになる。

かかる観点から、「管理事業法」第 7 条第 1 項に定める、著作権等管理事業者の登録内容の変更届出については、登録内容の正確性を担保することとし、変更届の提出を怠った場合若しくは届出内容に齟齬があった場合には罰則等を設ける等の規制を実施すべきである。

以上